

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

糸満「海幸・陸幸」資源活用型人材育成事業
～夢の持てる、住み続けたいまち実現プロジェクト～

2. 地域再生計画の作成主体の名称

糸満市

3. 地域再生計画の区域

糸満市の全域

4. 地域再生計画の目標

(1) 概要

糸満市は、沖縄本島の最南端に位置し、県都那覇市から南へ12kmのところにある。戦後間もなく、多くの住民を失った真壁・喜屋武・摩文仁の3村が、昭和21年に合併して三和村となり、昭和36年10月には合理的かつ能率的な行政運営及び財政力の強化を図るとともに、文化的産業都市の建設を目指して、糸満町・兼城村・高嶺村及び三和村を廃止して、新たな糸満町が誕生した。そして、産業の振興と諸施設の充実、住民生活の向上を図るため、合併10周年を迎えた昭和46年12月1日に市制を施行して、新たに糸満市としてスタートした。

この間、社会資本の整備・充実に積極的に取り組み、昭和59年には約267ヘクタールの広大な第4次埋立事業（西崎町）を行い、商工業や水産業の振興、住宅の集積、公園の整備などによりめざましい発展を遂げた。さらに、平成14年には南浜埋立事業によって潮崎町が誕生し、市庁舎の建設や住宅地の造成など新たな都市基盤の整備を図るとともに、土地区画整理事業、糸満市観光農園事業、国道331号バイパス糸満道路事業等の大型プロジェクトや新規事業が次々と推進され、名実ともに南部の中核都市としての飛躍が期待されている。

糸満市南部の旧三和村一帯は、太平洋戦争・沖縄戦終焉の地で、戦禍で倒れた多くの戦没者の遺骨を納めた国立沖縄戦没者墓苑をはじめ、魂魄の塔、ひめゆりの塔、沖縄師範健児之塔などが建立され、摩文仁の平和祈念公園を中心に沖縄戦跡国定公園に指定されており、修学旅行生の平和学習の地として、沖縄県観光の中心的役割を果たしている。

(2) 人口推移

平成20年（住民基本台帳人口の概況）における糸満市の人口は、57,695人と

なっている。

人口の推移（昭和45～平成17年）をみると、昭和45年の34,083人から着実な右肩上がりの増加を示しており、平成17年には55,816人と35年間で人口は1.69倍になっている。

人口の伸び率をみると、昭和45～50年にかけての15.5%から昭和55～60年、昭和60～平成2年、平成2～7年までは概ね7～8%の伸び率となっているが、平成7～12年及び平成12～17年は3%以下となっており伸び率は鈍化している。

（3）就業環境

平成17年における産業別就業人口をみると、第1次産業が1,875人（8%）、第2次産業が4,346人（19%）、第3次産業が16,794人（72%）となっている。

また、就業人口については、実数では増加しているが、割合で見ると低下しており、平成2年と平成17年を比較すると2.5ポイントの減少となっている。また、沖縄県と比較すると、平成2年では糸満市の就業者率が1.1ポイント低いのに対して、平成17年には糸満市の就業者率が沖縄県より1.7ポイント高くなっている。

次に、雇用情勢は完全失業率の状況で見ると実数・割合ともに伸びており、平成17年には沖縄県の完全失業率11.9%とほぼ同等の11.8%になっている。失業者層を見てみると、若年層（15～29歳）の失業率が、35%と高い状況が続いており今後の地域経済の活性化にも影響が懸念されるところである。

（4）糸満市のこれまでの取組

これまで、糸満市は沖縄本島南部の中核都市として、市民生活の安定と向上を地域の発展を図る上での基礎的課題とし、これまでの人口潮流に変化を与えるような、実効性のある取り組みが必要であるとされてきた。

このため、「雇用機会の創出に向けた産業の振興」や「定住条件として魅力ある生活環境の整備」に努めてきた。

また、糸満市は企業誘致を推進することにより、雇用創出の拡大を図り、経済の活性化及び市民生活の安定・向上に寄与するため、西崎工業団地に工場等を設置した者に対し、助成金等の様々な優遇措置を講じ、雇用の創出に向けた産業の振興を推進してきた。

（5）地域再生計画の目標

本計画は、糸満市の主要産業である農水産業を中心に、農商工連携を図りながら、数ある文化財や観光資源を活用した産業振興を図り、生きがいに満ちた健やかな長寿を支えていく上において、地域が自発的に雇用を創出していくような施策を展開していくことによって、①観光施設を知り、まちづくりの担い手となる人材の育成、②おもてなしマインドを育成し、滞在型観光客とリピーターの確保、③生産者の意欲を喚起できるプロデューサー・コーディネーターの育成、④医療・福祉の現場を支える人材が確保、⑤ICT技術者の育成、⑥若年求職者のためキャリア形成支援を行い、夢の持てる、住み続けたいまちを実現するため、雇用を創出し、人材を育成して、地域を再生するための

計画とする。

新規雇用の目標を以下のとおり設定する。

新規雇用の増加

平成22年度 45人

平成23年度 160人

平成24年度 160人

合計 365人

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

糸満市内外の観光客の拡大を図る「観光産業分野」の更なる向上とそれらを支える「農商工連携分野」を重点的に実施し、結びつけることにより市民生活の質を高める新たなサービスの創出やまちの魅力向上といった波及効果に繋げていく。また、高齢化社会に向けて「高齢者福祉分野」についても幅広い人材の育成を重点的に実施することとしている。

よって、産官学そして民との連携・協業により、様々な地域資源を積極的な活用と、人材育成事業として地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）を活用し、観光産業、農商工連携、高齢者福祉、情報通信産業等の分野において更なる雇用の創出を促し、地域経済の持続した活性化を目指すこととしている。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域雇用創造推進事業

(1) 実施主体：糸満市地域雇用創造推進協議会

協議会構成員：糸満市、糸満市商工会、沖縄県農業協同組合糸満支店、糸満漁業協同組合、糸満市観光協会、糸満市社会福祉協議会、糸満市女性団体連絡協議会、糸満市青年団協議会、糸満工業団地協同組合

(2) 事業内容

I 雇用拡大メニュー

(1) 地域ブランド・販売促進雇用拡大事業

① 食のコミュニティビジネス事業

事業名：講師招聘

事業内容：グリーンツーリズム推進の一環として地域の飲食店経営者や婦人グループを中心に豊かな海・陸の食材をベースに、糸満名物料理の開発研究会を発足させる。そのための地域コミュニティビジネス基礎から名物料理企画・開発までの一連の研修を開催し、地域コミュニティ形成による継続的な推進を図ることにより地域雇用の拡大を推進する。

② 観光物産ネットビジネス事業

事業名：講師招聘事業

事業内容：地域ブランド商品の販売や観光情報、求人情報の発信に向けて、ITの基礎知識を身につけ、ネットショップや地域おこしの成功事例を学び、ITによる情報収集や情報発信の手法を習得し、新しい雇用システムの構築を推進する。

③ 農産物を活用した新商品開発事業

事業名：講師招聘事業

事業内容：農業や食品加工業の経営者や企画担当者向けに地域ブランド品を開発するため、マーケティング分析を行い消費者ニーズにあった商品開発方法についての講習会を実施し、雇用拡大の土台を構築する。

II 人材育成メニュー

(1) 観光人材育成事業

事業名：体験観光インストラクター育成事業、外国人向け観光ガイド育成事業

事業内容：糸満市で観光に従事する人材のベースとなる基礎知識とマーケティング・プランニングの手法を学び観光ツアー企画、特産品企画を身に付け、近年増えてきている外国からの観光客に対応できる実践的な語学を習得し、観光関連の企業に人材を供給し、就職に結びつける。

(2) 地域ブランド・販売促進人材育成事業

事業名：観光物産ビジネス・観光マーケティング研修事業、観光食品ベーシック人材育成事業、3級販売士養成事業

事業内容：地元ブランドや他産地の産物との明確な差別化や認知度向上による販売拡大の取り組みについて学習する。また販売士の資格取得に繋げ即戦力となる人材を企業に供給する。

(3) 福祉・介護人材育成事業

事業名：ホームヘルパー2級取得事業、介護予防運動指導員研修事業、介護職員基礎研修事業

事業内容：本市で業務している福祉関連企業に就職を希望している求職者に対し福祉サービス基礎として基本視点の理解、業務内容やサービス利用者に関する知識、介護事務、介護職員について学習する。またホームヘルパーとして必要な資格の取得に繋げ、即戦力となる人材を企業に供給する。

(4) 情報通信産業人材育成事業

事業名：ICT基礎研修事業、ICT上級研修事業、ICT企業実習研修事業

事業内容：糸満工業団地に開発拠点を置くICT事業者と連携し、ICTの基礎知識からネットワークやデータベース、ICT業界で牽引者となりうる人材を育成する。

(5) 求職者スキルアップ事業

事業名：自己分析研修、就職活動スキルアップ研修

事業内容：地域の特性上、求職者には若年者が多く、円滑な就職のために実施するものである。キャリア形成、職業理解、就職活動の方法について習得する。また、社会人として必要なコミュニケーションやビジネスマナー等について習得する。

Ⅲ 就職促進メニュー

(1) 就職サポート事業

事業名：お仕事探し相談室、合同就職説明会、自己分析・就職活動支援

事業内容：求職者を対象に、相談窓口を設置。また、集客施設への求職情報端末や短期窓口設置も行い、就職の相談から求人の紹介、各種雇用支援制度の活用促進等、就職に関するトータルコーディネートを実施し、企業と求職者のマッチングを促進する。

5-3-2 独自で行う事業

(1) 企業誘致推進事業

本市への企業誘致を推進することにより、雇用創出の拡大を図り、経済の活性化及び市民生活の安定・向上に寄与するため、西崎工業団地の者に対し、助成金を交付する。

①事業名：工場用地取得助成金

3,000㎡以上の者で2年以内に創業を開始した者に対し、取得した面積に対し1㎡当たり、300円を乗じた額を交付する。(1回限り)

②事業名：雇用奨励助成金

操業開始の日から2年以内に常時使用する従業員が10人以上でこのうち糸満市内在住者を新規採用した者に対し、1人あたり30,000円を交付する(1回限り)

③事業名：固定資産税の課税免除

土地、建物、償却資産について、平成24年3月31日までに工場を新設、又は増設したものに対し、それぞれの要件に該当する者に対し対象経費に係る固定資産を免除する。(5年限り)

6. 計画期間

認定の日から平成25年3月31日まで

7. 目標の達成状況に関わる評価に関する事項

糸満市地域雇用創造推進協議会において、地域再生計画の推進により育成した求職者の就職状況、参加企業の雇用状況を調査し算出する。具体的には、企業や講座受講者に対してアンケート等により毎年実施し、計画に係る評価を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし